（性犯罪・性暴力対策室）

第十四条　男女間暴力対策課に、性犯罪・性暴力対策室を置く。

2　性犯罪・性暴力対策室は、男女間暴力対策課の所掌事務のうち性犯罪その他の性暴力に係る対策に関する事務をつかさどる。

3　性犯罪・性暴力対策室に、室長を置く。

（事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室）

第十五条　総務課に、事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室を置く。

2　事業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

［号を削る。］

3　［略］

4　沖縄科学技術大学院大学室は、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学学園の業務に関する事務をつかさどる。

5　沖縄科学技術大学院大学室に、室長を置く。

（調査官）

第十六条　沖縄振興局に、調査官一人を置く。

2　調査官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

第十七条～第二十条　［略］

（経済社会総合研究所に置く部等）

第二十一条　研究所に、総務部、上席主任研究官七人、主任研究官六人及び次の三部並びに経済研修所を置く。

情報研究交流部

景気統計部

国民経済計算部

2　［略］

第二十二条～第二十五条　［略］

（上席主任研究官の職務）

第二十六条　上席主任研究官は、命を受けて、経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（景気統計部の所掌に属するものを除く。次条及び第二十八条において同じ。）を行い、及び主任研究官の行う事務を整理する。

第二十七条～第三十二条　［略］

（国民経済計算部に置く課）

第三十三条　国民経済計算部に、次の九課を置く。

企画調査課

国際基準課

国民支出課

国民生産課

分配所得課

国民資産課

価格分析課

地域課

サテライト勘定課

［条を加える。］

（事業振興室及び跡地利用推進室）

第十五条　総務課に、事業振興室及び跡地利用推進室を置く。

2　事業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

三　沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学学園の業務に関すること。

3　［同上］

4　跡地利用推進室は、振興開発計画の推進に関する事務のうち、駐留軍用地の返還に係る跡地利用の推進に関する事務をつかさどる。

5　跡地利用推進室に、室長を置く。

［条を加える。］

第十六条～第十九条　［同上］

（経済社会総合研究所に置く部等）

第二十条　研究所に、総務部、上席主任研究官七人、主任研究官七人及び次の三部並びに経済研修所を置く。

情報研究交流部

景気統計部

国民経済計算部

2　［同上］

第二十一条～第二十四条　［同上］

（上席主任研究官の職務）

第二十五条　上席主任研究官は、命を受けて、経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（景気統計部の所掌に属するものを除く。次条及び第二十七条において同じ。）を行い、及び主任研究官の行う事務を整理する。

第二十六条～第三十一条　［同上］

（国民経済計算部に置く課）

第三十二条　国民経済計算部に、次の八課を置く。

企画調査課

国際基準課

国民支出課

国民生産課

分配所得課

国民資産課

価格分析課

地域・特定勘定課